

2021年度（令和3年度）版

商工・労働制度等 活用ガイドブック

編集・発行

福山市経済環境局経済部

産業振興課・企業誘致推進課

～ガイドブックのご利用にあたって～

- 掲載している内容は施策の概要です。
- 実際のご利用にあたっては、担当機関へ直接お問い合わせいただき、内容についてよくご確認のうえ、ご利用ください。
- 掲載内容は2021年（令和3年）4月1日現在のものです。

目次

1 創業・経営改善等	P. 1
(1) 相談窓口（新規創業・経営改善等をお考えの方へ）	
(2) 福山市創業支援資金融資制度	
2 商店街の活性化	P. 4
(1) 商店街利便施設助成金	
(2) 商店街活力向上事業補助金	
3 事業資金の融資	P. 6
(1) 福山市中小企業融資制度	
(2) セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項による認定）	
(3) 福山市地域総合整備資金（ふるさと融資）	
(4) 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給	
(5) マル経融資の利子補給に関する特例措置（新型コロナウイルス感染症関連）	
4 販路開拓，技術力の向上	P. 11
(1) 販路開拓支援事業	
(2) クラウドファンディング活用支援事業	
(3) IT導入支援事業	
(4) 経営力強化人材育成事業（ものづくり技術継承事業）	
(5) 福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz	
(6) びんご産業支援コーディネーター派遣事業	
5 企業用地	P. 17
(1) 市内の産業団地（企業用地をお探しの方）	
(2) 事業所を新設・増設する場合の優遇制度	
6 工場等の集団化や共同施設事業	P. 20
(1) 高度化事業促進助成金	
(2) 中小企業協同施設助成金	
7 人材確保	P. 22
(1) ふくやまワーク・ライフ・バランス認定制度	
(2) 福山市障がい者雇用奨励金	
(3) 市内企業向け出前講座	
(4) ふくやまU・Iターン就職活動支援補助	
(5) 女性の働く環境改善補助	
(6) 奨学金返済支援制度導入促進事業補助	
(7) 男性育児休業取得促進事業補助	
(8) 雇用労働相談窓口一覧	
8 その他関連機関	P. 31

相談窓口（新規創業・経営改善等をお考えの方へ）

【関係機関 融資制度一覧】

機関名・TEL	制度名	創業に関する条件	内 容
福山市 （産業振興課） 928-1040	創業支援資金	新たに事業を営もうとする創業者や事業開始後5年を経過していない個人・会社等（分社を含む）	資金用途 運転・設備 限度額 2,000万円 融資利率 保証付 1.0% 保証無 1.3% 保証料 年0.7% 融資期間 10年 据置期間 1年以内
広島県 （経営革新課） 082-513-3321	創業支援資金	新たに事業を営もうとする創業者や事業開始後5年を経過していない個人・会社等（分社を含む）	資金用途 運転・設備 限度額 3,500万円 融資利率 運転 1.0% 設備 0.5% 保証料 年0.7%（原則保証付） 融資期間 10年以内 据置期間 1年以内
日本政策金融公庫 福山支店 922-6550	新規開業資金	雇用されている企業と同一の業種の事業を新たに始められる方等	資金用途 運転・設備 限度額 7,200万円 （うち運転資金 4,800万円） 融資利率 基準金利（要問合せ） 融資期間 運転 7年以内（2年以内） （据置） 設備 20年以内（2年以内）
	新創業融資制度	新たに開業する方又は開業して税務申告2期終えていない方等	資金用途 運転・設備 限度額 3,000万円 （うち運転資金 1,500万円） 融資利率 要問合せ 無担保・無保証人 （法人の場合代表者の保証も不要） 融資期間 要問合せ 自己資金 1/10以上確認できること
	女性、若者／シニア起業家資金	女性又は30歳未満か55歳以上の方で、新たに事業を始められる方、又は新規開業しておおむね7年以内の方	資金用途 運転・設備 限度額 設備 7,200万円 （うち運転資金 4,800万円） 融資利率 運転・設備 特別利率（要問合せ） 土地取得 基準利率（要問合せ） 融資期間 運転 7年以内（2年以内） （据置） 設備 20年以内（2年以内）

【関係機関 相談事業】

機関名・TEL	支援施策	対 象	内 容
福山商工会議所 973-6355 福山北商工会 976-3111 福山あしな商工会 0847-52-4882 沼隈内海商工会 987-0328 神辺町商工会 963-2001 県商工会連合会 (東部支所) 960-3107	個別窓口相談	中小企業者及び 創業予定者	創業準備の手順、会社経営のノウハウ、創業に際しての心構え、事業資金の調達方法、創業にあたっての課題などについて個別面談による相談指導を行う。
	創業塾等の セミナーの 開催		新規創業や新たなビジネス展開などを支援するセミナーの開催を行う。
	経営改善・ 強化	中小企業者	経営や技術改善に関する相談指導や講習会等を行う。
(公財)ひろしま産業振興機構 082-240-7701 福山支所 926-2670	ひろしま創業サポートセンター	創業者・第二創業者	創業前段階から創業後のフォローまで、継続的かつ総合的に支援する。(相談無料)
	専門家派遣	中小企業者・ 創業予定者	事業所へ経験豊富な専門家が伺い、様々な経営課題に関するアドバイスを実施する。(相談無料。年度内3回まで利用可能)
	広島起業化センター (クリエイトコア)の 運営	新しく企業を起 こそうとする個人、 創業期の企業、 新分野を目指す 企業	低料金の貸事業場を提供するとともに各種の支援サービスを行う。 所在地 東広島市鏡山 3-13-60 (広島中央サイエンスパーク内)
	よろず支援拠点・ チーム型支援	中小企業者・ 小規模事業者	よろず支援拠点：コーディネーターを中心とする専門スタッフで、中小企業・小規模事業者の相談に対応する。(相談無料) チーム型支援：専門家が支援チームをつくり、新事業展開や経営革新の支援を行う。(一部負担あり)
日本政策金融公庫 福山支店 922-6550	創業 サポートデ スク	創業予定者	専任の担当者が、創業計画書の立て方や融資申し込みの流れ、融資制度等についての相談に対応する。 平日 9:00~17:00 (相談無料・予約不要)
福山地域中小企業 支援センター 973-6355	相談対応等	創業、事業改革 予定者	各分野のコーディネーターが様々な経営課題についての相談対応や、独立を目指す人を対象とした「創業塾」の開催等を行う。(相談無料) ※弁護士や司法書士等の専門家派遣も行う。 (初回無料, 2回目以降一部負担あり)
福山市 (産業振興課) 928-1039	福山ビジネスサポート センター Fuku-Biz	中小企業者・創 業予定者	センター長・プロジェクトマネージャーを中心とする専門スタッフで、中小企業・小規模事業者の相談に対応する。(相談無料)

福山市創業支援資金融資制度

創業者の範囲

- (1) 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業開始するもの
- (2) 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し事業開始するもの
- (3) 中小企業者である会社が新たに会社を設立し、当該会社が事業開始するもの
- (4) 創業を行った個人であって、事業を開始した日以後5年未満のもの
- (5) 事業を営んでいない個人が設立した会社であって、その設立の日以後5年未満のもの
- (6) 中小企業者である会社が新設した会社であって、その設立の日以後5年未満のもの

申し込みのできる方

次のすべてに該当する創業者

- (1) 市内に引き続き1年以上住所を有する個人、又は市内に本店を有する会社
- (2) 広島県信用保証協会の保証対象業種に該当する方
(酒類の提供を主とする飲食店(スナックなど)は、6カ月の営業実績が必要)
- (3) 市税を完納している方
- (4) 金融機関から取引停止処分を受けていない方
- (5) 広島県信用保証協会の代位弁済による債務を負担していない方
- (6) 償還が確実であると認められる方

融資の内容

- (1) 対象資金：運転資金、設備資金(土地取得費は対象外)
- (2) 貸付限度額：2,000万円
- (3) 返済期間：10年以内(うち据置期間は1年以内)
- (4) 融資利率：1.3% 信用保証付1.0%(信用保証付の場合の保証料0.7%)

取扱金融機関

広島銀行・中国銀行・もみじ銀行
しまなみ信用金庫・広島信用金庫
広島県信用組合・備後信用組合・笠岡信用組合
商工組合中央金庫

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課(雇用労働担当) TEL:084-928-1040

商店街利便施設助成金

商店街振興組合・商店街振興組合連合会やこれに準ずる商店街組合が、高度化事業を実施して街路灯・アーケード・駐車場などの施設（商店街振興組合法第13条第1項第8号に定めるもの）を設置した場合には、設置費用の一部について助成します。

補助対象者

- (1) 商店街振興組合・商店街振興組合連合会
- (2) (1)に準ずる商店街組合

補助金額等

補助対象施設		補助金額		総額で 8,000万円 限度
街路灯, カラー舗装 ファサード整備施設		認定額×2/5 以内		
アーケード	新 設	認定額×1/5 以内	115 千円/㎡以内	
	改 設	認定額×1/5 以内	118 千円/㎡以内	
	補修・改良	認定額×1/5 以内	76.7 千円/㎡以内	
	撤 去	認定額×1/5 以内		
駐 車 場		認定額×1/5 以内	2,800 千円/台以内	
休憩所, 物品預り所		認定額×1/5 以内		
その他市長が必要と認める 施設		認定額×1/10 以内		

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課（商業振興担当） TEL：084-928-1038

商店街活力向上事業補助金

市内の商店街の魅力の増進と賑わい創出を図り、本市商業の振興に資することを目的として、商店街活性化事業を行う組合等を支援します。

概要

商店街の継続的な賑わい創出につながる事業を支援

(1) 補助対象者

- ・組合等（商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びにこれに準ずる任意団体）

(2) 補助対象経費

- ・商店街の継続的な賑わい創出につながる事業に係る事業費
ただし以下の経費は除く
- ・人件費（事業のために臨時的に雇用する者以外へ支給するものに限る。）
- ・飲食費（いかなる場合であっても。）
- ・販売を目的とした仕入れに関わる商品、その材料となる経費。

(3) 補助金額・補助率

50万円以内（補助率 1/2）

※注意事項※

応募申請は3月～4月ごろ行い、審査を経て決定します。

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課（商業振興担当） TEL：084-928-1038

福山市中小企業融資制度

企業の皆様が、事業活動に必要とされる資金調達の円滑化と、企業の設備近代化を促進し、その育成振興を図ることを目的に、市が資金の一部を金融機関へ預託し、金融機関の協力を得てお貸しする制度です。

貸出利率は、低利の固定金利となっていますので、金利が変動しても、貸出し時の利率が融資期間すべてにわたり適用されます。金融機関、保証協会による金融審査がありますので、無条件に限度額の融資が受けられるというわけではありません。

融資制度の対象者

- ・市内に1年以上住所（法人にあっては、本店）を有し、市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者や組合等、または、創業者（これから事業をはじめられる方、若しくは始められて5年未満の中小企業者）。
- ・その他各融資制度要綱の規定によります。

(1) 中小企業者の範囲

- ・中小企業基本法による中小企業者

業種	資本金	従業員
製造・建設・運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

- ・資本金基準と従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者となります。

(2) 組合等の範囲

事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会

融資の申し込み先

下記取扱金融機関へ直接お申し込みください。ただし、中心市街地活性化特別資金・産業団地企業立地資金については、申し込みの前に事前相談や認定等が必要です。この融資申し込みに際して、あっせん料・紹介料は一切不要です。

制度	取扱金融機関
経営安定資金 小規模事業資金	【銀行】広島銀行・中国銀行・山口銀行・伊予銀行・百十四銀行・西日本シティ銀行・山陰合同銀行・もみじ銀行・トマト銀行・愛媛銀行・香川銀行 【信用金庫】しまなみ信用金庫・広島信用金庫 【信用組合】広島県信用組合・備後信用組合・両備信用組合・笠岡信用組合 【その他】商工組合中央金庫
創業支援資金	【銀行】広島銀行・中国銀行・もみじ銀行 【信用金庫】しまなみ信用金庫・広島信用金庫 【信用組合】広島県信用組合・備後信用組合・笠岡信用組合 【その他】商工組合中央金庫
中心市街地活性化 特別資金	【銀行】広島銀行・中国銀行・もみじ銀行 【信用金庫】しまなみ信用金庫・広島信用金庫 【信用組合】広島県信用組合・備後信用組合・両備信用組合・笠岡信用組合 【その他】商工組合中央金庫
産業団地企業立地 資金	【銀行】広島銀行・中国銀行・もみじ銀行 【信用金庫】しまなみ信用金庫 【信用組合】広島県信用組合 【その他】商工組合中央金庫

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課（雇用労働担当） TEL：084-928-1040

セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項による認定）

取引先企業等の倒産，取引金融機関の破綻，自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るために，信用保証協会の通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。

対象となる中小企業者

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し，経営の安定に支障を生じている中小企業者であって，市長が認定した特定企業者。

【中小企業信用保険法第2条第5項】

- 【第1号】（再生手続開始申立等）
- 【第2号のイ，ロ】（取引企業者）
- 【第2号のハ】（地域内企業者）
- 【第3号】（災害地域の指定業種）
- 【第4号】（災害）
- 【第5号】（不況業種）
- 【第6号】（金融機関の破綻）
- 【第7号】（金融機関の経営合理化）
- 【第8号】（株）整理回収機構（RCC）への債権譲渡

特例措置の概要

一般保証限度額

普通保証：2億円
無担保保証：8,000万円
（うち無担保無保証人保証：2,000万円）

+

別枠保証限度額

普通保証：2億円
無担保保証：8,000万円
（うち無担保無保証人保証・2,000万円）

市長の認定をうける為に必要な主な書類

- ①認定申請書（2部）
- ②その他各認定に必要な書類
 - ・債権を確認できるもの（1号）
 - ・売上高が確認できるもの（2，3，4，5号）
 - ・借入金額が確認できるもの等（7号）
 - ・売上高が確認できる決算書，試算表等

認定申請様式等（第5号）は福山市ホームページに掲載しております。

その他

本認定の有効期間は，当該認定を証明する認定書の発行の日から起算して30日となります。

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課（雇用労働担当） TEL：084-928-1040
広島県信用保証協会 福山支所 TEL：084-923-4893

福山市地域総合整備資金（ふるさと融資）

対象事業

福山市長期総合計画等、市が重点的に推進する施策と密接な関連を有すると認められる事業

- ①公益性、事業採算性等の観点から実施される事業
- ②事業の営業開始に伴い、1人以上の新たな雇用の確保が見込まれる事業
- ③事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く）が1千万円以上の事業
- ④用地取得等の契約後5年以内に事業の営業開始が行われる事業

融資の内容

【対象資金】

- ・設備の取得等に係る費用
- ・試験研究開発費等当該設備の取得に伴い必要になる付随費用

【融資限度額】

10.5億円（貸付対象事業費の総額から補助金を控除した額の35%が上限）
※過疎地域・離島地域等については特例措置あり。

【返済期間】

5年以上15年以内（5年以内の据置期間を含む）

【融資利率】

無利子

【返済方法】

元金均等半年賦償還

【担保】

民間金融機関の連帯保証が必要

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課（雇用労働担当） TEL：084-928-1040

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給

制度概要

市内の小規模事業者の経営改善を促進するため、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資制度により借入れた設備資金（以下「マル経融資」という。）に係る償還利子の一部について、借入者に対して利子補給金を交付します。

利子補給の交付申請手続きについては、福山商工会議所・各商工会（神辺町・沼隈内海・福山北・福山あしな）が、一括して代行します。

マル経融資の内容

資金用途	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000万円以下	
返済期間 (うち措置期間)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)
利率	固定金利（日本政策金融公庫所定による）	

- ・従業員20人以下（商業・サービス業[宿泊業・娯楽業除く]は5人以下）の小規模事業者であること。
- ・商工会議所や商工会の経営指導を6ヵ月以上受けている など。
- ・利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長の推薦が必要。
- ・保証人、担保は不要。
- ・本市の利子補給の対象は、設備資金のみです。

利子補給の概要

- （補助対象） 2014年度（平成26年度）から2021年度（令和3年度）までに実行されたマル経融資のうち、設備資金であり、その設備の設置場所は福山市内に限る。なお、土地取得費は対象としない。
- （利子補給額） 1月から12月に支払った利息のうち、年率0.5%相当部分。（千円未満切り捨て）
- （利子補給期間） 融資日から起算して12ヵ月以内

問い合わせ先

福山商工会議所	中小企業振興部経営課	TEL	084-921-8734
	松永支所	TEL	084-933-2151
神辺町商工会		TEL	084-963-2001
	沼隈内海商工会		TEL
		内海支所	TEL
福山北商工会		TEL	084-976-3111
		加茂支所	TEL
福山あしな商工会		TEL	0847-52-4882
		芦田支所	TEL

マル経融資の利子補給に関する特例措置 (新型コロナウイルス感染症関連)

小規模事業者経営改善資金（マル経）について

マル経融資とは？

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）は、商工会議所・商工会等の経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

①マル経融資（新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた国の特例措置分）

- 【対 象】 商工会議所等の経営指導を6ヵ月以上受け、最近1ヶ月の売上高が前年同期比5%以上減少している小規模事業者
- 【融資限度】 1,000万円（一般分の融資枠2,000万円とは別枠）
- 【資金使途】 運転資金、設備資金
- 【返済期間】 運転資金7年以内、設備資金10年以内
- 【保証人等】 担保・保証人不要
- 【金 利】 **1.21%（2020年3月2日時点）を、3年間▲0.9%引き下げ**

②マル経融資（一般分）

- 【対 象】 商工会議所等の経営指導6ヵ月以上を受けた小規模事業者
- 【融資限度】 2,000万円
- 【資金使途】 運転資金、設備資金
- 【返済期間】 運転資金7年以内、設備資金10年以内
- 【保証人等】 担保・保証人不要
- 【金 利】 1.21%（2020年3月2日時点）

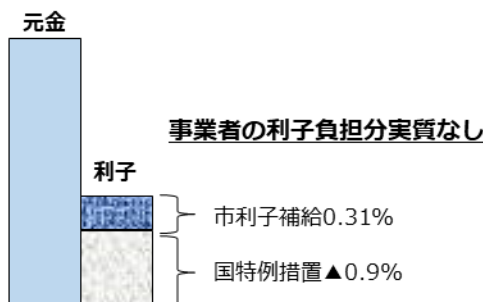
マル経融資への利子補給について

福山市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援するため、上記制度の活用者を対象に利子補給を行います。

A：マル経融資(国の特例措置分)に対する利子補給

上記①により、利子引き下げ（▲0.9%）の対象となった事業者について、利子引き下げ後の残りの利子分を市より3年間全額補給します。

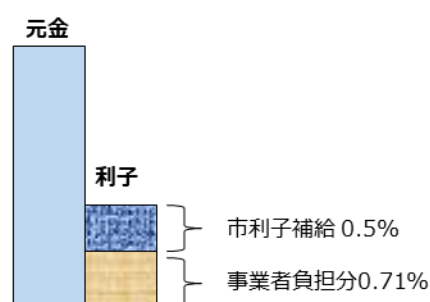
【制度利用者の負担イメージ】 ※年利1.21%の場合



B：マル経融資（一般分）に対する利子補給

上記①の活用者のうち、融資限度額（1,000万円）を超える融資を受けられる方を対象に、利子補給範囲を運転資金に拡大し、年利0.5%を市より3年間補給します。

【制度利用者の負担イメージ】 ※年利1.21%の場合



問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課（雇用労働担当）

TEL：084-928-1040

販路開拓支援事業

市内の中小企業者や中小企業グループ等が行う新規事業開拓のために必要な販路開拓事業に対して、その経費の一部を助成します。

補助対象者

中小企業者及び中小企業者で構成するグループ

※グループ及び団体の場合構成員の1/2以上が市内に本社または主な事業所を有するもの

※中小企業者とは、中小企業基本法第2条及び中小企業信用保険法施行令第1条第2項に規定するもの

補助対象事業

当該年度の事業採択日から年度末日までの間で事業計画を組み実施するもの

(国内販路開拓) 首都圏等で開催される全国規模の展示会に出展するもの

(海外販路開拓) 海外で開催される展示会に出展するもの

(オンライン展示会) オンラインで開催される展示会に出展するもの

※いずれも同一期間中に同一事業に対して、他の公的機関の補助を受けていないこと

補助対象事業費

(国内販路開拓) 小間料, 小間装飾料, 商品搬送費

(海外販路開拓) 小間料, 小間装飾料, 商品搬送費, 旅費交通費(宿泊費は1泊1万円以下, 航空賃は往復5万円以下で, どちらも2人まで), 展示物及び配布物作成費

(オンライン販路開拓) 出展料, 商品搬送費, オンライン展示会出展のための環境整備に係る委託費(コンテンツ作成委託費・動画制作委託費・翻訳ツール導入委託費・通訳翻訳費等)

補助金額

補助対象事業費 × 1/2以内(20万円限度)

事業採択数

10件程度

※補助の決定

応募申請は4月から随時受付。補助金交付は、審査を経て決定します。

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課(産業振興担当) TEL:084-928-1039

クラウドファンディング活用支援事業

市内の中小企業者等が実施するクラウドファンディング（以下CFとする）を活用した新商品・サービスの企画・開発及び販路開拓等に対して、その経費の一部を助成することにより、新たなサービス・付加価値の創出による競争力強化を支援します。

補助対象者 次のいずれかに該当する者

- (1) 福山市内で創業予定（※1）又は創業から5年以内の者
- (2) 福山市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者（※2）で、新分野で新事業を展開するに当たり、CFを初めて活用して、商品開発等を行う者

※1 交付決定日の属する会計年度の3月31日までに、福山市内に本社又は主たる事業所を置き、創業することが必要です。

※2 中小企業基本法第2条第1項及び中小企業信用保険法第2条第1項第2号に該当する者

補助対象事業 CFを活用して資金を調達して行う、次のいずれかの事業

- (1) の者
 - ①創業して行う事業
 - ②新商品・新サービスの企画、開発、研究、販路開拓
- (2) の者
福山ブランドや伝統産業などの地域資源を活用した新商品・新サービスの企画、開発、研究、販路開拓

※同一期間中に同一事業に対して、他の公的機関の補助を受けていないこと

補助対象事業費

CF運営事業者に支払う事務手数料

補助金額

補助対象事業費×1/2以内（15万円限度）

補助件数

10件程度

※補助の決定

応募申請は6月より受付開始予定。補助金交付は、審査を経て決定します。

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課（産業振興担当） TEL：084-928-1039

IT導入支援事業

生産性の向上又はテレワークの導入等により業況の好転を図る市内の中小企業者に対して、自社の課題やニーズに合ったITツールの導入等にかかる経費の一部を補助します。

補助対象者

中小企業基本法第2条及び中小企業信用保険法施行令第1条第2項に規定する中小企業者で、福山市内に本社又は主たる事業所を有するもの

※同一期間中に同一事業に対して、他の公的機関の補助を受けていないこと

補助対象事業

- (1) ITツールの導入及び設備のIoT化
- (2) テレワーク（在宅勤務、Web会議、Web面接等）環境の整備

例えば・・・

- ・センサー導入による生産工程の見える化
- ・QRコードを用いた在庫管理の効率化
- ・カメラを用いた異常・故障等の遠隔監視、自動検品
- ・テレワークの実施に必要なWebサービス又はソフトウェアの導入
- ・テレワークの実施、活用に伴う外部事業者（専門家）からの技術指導

など

補助対象事業費

機器費用、ソフトウェア・クラウド費用、外注費・委託費、専門家経費 など

補助金額

補助対象事業費×2/3以内（30万円限度）

補助件数

10件程度

※補助の決定

応募申請は6月より受付開始予定。補助金交付は、審査を経て決定します。

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課（産業振興担当） TEL：084-928-1039

経営力強化人材育成事業 (ものづくり技術継承事業)

市内の中小企業の皆さまがグループ等を構成して、経営力の強化を目的として実施する各種人材育成事業に対して、市がその経費の一部を補助します。

補助対象者 下記のいずれかに該当するもの

- (1) 中小企業基本法第2条及び中小企業信用保険法施行令第1条第2項に規定する中小企業者で構成するグループで、構成員の1/2以上が福山市内に本社または主たる事業所を有するもの。
- (2) 中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協同組合連合会等）で構成員の1/2以上が福山市内に本社または主たる事業所を有するもの

※いずれも同一期間中に同一事業に対して、他の公的機関の補助を受けていないこと

補助対象事業

ものづくり技術等の継承を重点とした研修事業(実技指導又は実技指導を含む講習会等)で、当該年度の事業採択日から年度末日までの間で事業計画を組み実施するもの。

例えば・・・

- ① 組合やグループ内の社員を外部産業支援機関が行う実技セミナーに参加させる事業
- ② 外部産業支援機関の指導人材を活用し、組合やグループの各社に派遣を求める事業
- ③ 組合やグループ内で指導人材や研修場所、機械などを相互に活用する事業
- ④ 組合やグループ内で指導人材を相互に活用し、研修場所、機械などは外部産業支援機関を活用する事業
- ⑤ 組合やグループ内で研修場所、機械などを相互に活用し、指導人材は外部産業支援機関を活用する事業
- ⑥ 産地の技術継承のため技術・技能等を体系的に学ぶスクール形式の事業
- ⑦ ①～⑥を組み合わせた事業やその他の方法で実施する事業

補助対象事業費

会場・機械器具使用料 講師謝金 旅費 加工材料費 受講料 印刷製本費
その他

※ただし、旅費（交通・宿泊費）は総事業費の1/4までが対象

補助金額

補助対象事業費×2/3以内（30万円限度）

事業採択数

5グループ程度

※補助の決定

応募申請は4月から随時受付。補助金交付は、審査を経て決定します。

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課（産業振興担当） TEL：084-928-1039

福山ビジネスサポートセンター

Fuku-Biz

福山ビジネスサポートセンターFuku-Bizは、備後圏域のすべての事業者と起業希望者を応援する産業支援機関です。継続してサポートするため、相談は、何度でも無料。「強み」や「セールスポイント」を見つけ、お金をかけずに事業を上向きにする方法を一緒に考え、結果が出るまで全力でサポートします。

相談について

「新商品を開発したい」「販路を拡大したい」「集客をアップさせたい」「創業、起業したい」「情報発信を強化したい」など事業に係ることはなんでもご相談ください。

きく ⇒ みつける ⇒ ささえる

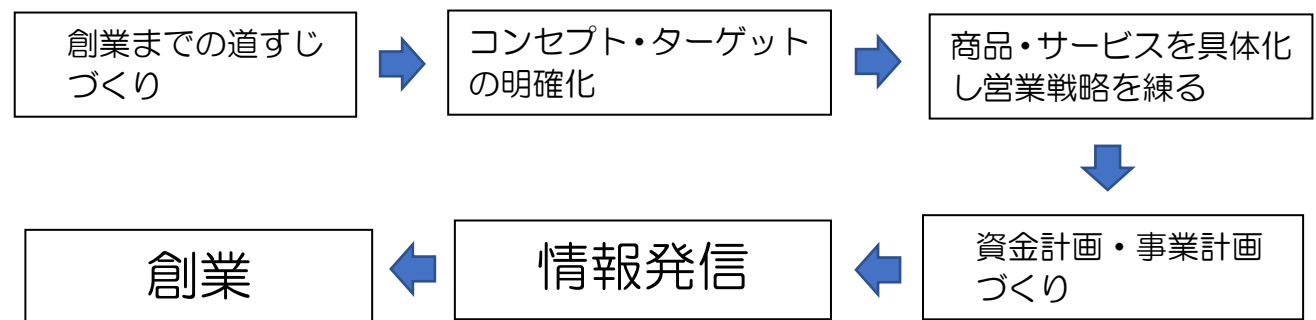
業種に関係なく、あらゆる事業の相談に応えます。会社のこと、夢や想い、悩みをお聞かせください。

相談者にしっかりと向き合うことで、課題や強みを見つけ、何をしたらいいかを明らかにします。

相談者と同じ目線で寄り添い、前向きな解決策（お金をかけない「一工夫」）を一緒に考え、提案し、皆さんのチャレンジを支え続けます。

創業について

「コンセプトの明確化」「商品・サービスの開発」「営業戦略」「情報発信」「事業計画書のブラッシュアップ」「資金計画」など創業にまつわるさまざまな悩みをサポートします。



問い合わせ先

福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz

TEL : 084-959-5210

FAX : 084-959-5288

メール : info@fuku-biz.jp

Web : fuku-biz.jp

場所 : まなびの館ローズコム3階（福山市霞町一丁目10番1号）

利用時間 : 火～土曜日 10:00～18:00

対象 : 中小企業者、個人事業主、創業予定者、NPO法人など業種は問いません。

来所相談 : 事前に相談を予約してください。相談時間は1回あたり1時間です。

びんご産業支援コーディネーター派遣事業

びんご産業支援コーディネーターは、福山市を中心とした備後地域の企業OB等を中心とした専門家です。中小企業の行う新商品・新技術開発・起業・現場改善・経営改善などの幅広い分野に対し、助言や相談などを行います。専門分野以外でも大学等との連携など、ネットワークにより、様々な課題解決を目指します。

派遣料は25時間/年度まで無料です。

阿須賀 芳恵（あすか よしえ）	広報方法，営業支援
井口 明（いぐち あきら）	木工材料の性質，木工の組立技術，木工機械の取り扱い
石原 進（いしはら すずむ）	営業活動
大本 誠一（おおもと せいいち）	経営革新取組み支援，ビジネスコーチ，社員人間力強化研修
岡崎 昭（おかざき あきら）	5S活動（講習・実践），経営革新計画策定支援，公的支援への申請方法
岡 義昭（おか よしあき）	現場改善，生産管理システム
小川 幸信（おがわ ゆきのぶ）	ISO9001，労務管理，人材育成（（新入社員，3-5年社員）
國澤 邵（くにさわ たかし）	特許，発明（アイデア）を出す方法
國米 泰弘（こくまい やすひろ）	公的支援への申請方法，IT
小西 信明（こにし のぶあき）	省エネ診断
佐長 俊洋（さちょう としひろ）	金属加工・工作機械の加工指導（実践教育）
田中 邦男（たなか くにお）	冶金，金属材料全般，先端金属表面加工処理，生産・品質・安全衛生管理
徳田 好朗（とくだ よしお）	IT活用（ホームページ作成），産学連携
戸田 静雄（とだ しずお）	品質保証業務，クレーム解析，品質についての講演
中山 要（なかやま かなめ）	ホームページデザイン，グラフィックデザイン
西田 和英（にしだ かずひで）	経営革新計画策定支援，営業育成，ISO9001
林内 亜実（はやしうち あみ）	カラーコーディネート
原田 修一（はらだ しゅういち）	工場の合理化，電気計装，省力化
藤本 徳樹（ふじもと のりき）	改善活動，研究開発管理
前田 吉広（まえだ よしひろ）	ブランド開発方針策定
三城 博彰（みき ひろあき）	生産設備の自動化，故障対策，省エネ対策
湯浅 元子（ゆあさ もとこ）	海外への開拓，契約，国際特許
吉岡 勝博（よしおか かつひろ）	新規事業，市場開発
渡辺 幸三（わたなべ こうぞう）	特産品開発・販路開拓方法・企業間マッチング
渡辺 弘尚（わたなべ ひろたか）	中国・台湾への開拓
村上 圭子（むらかみ けいこ）	販路開拓，販売指導
富田 朋子（とみた ともこ）	ソフトスキル，コーチング，メンター，クレーム対応，産業組織心理学
川人 健二（かわひと けんじ）	業容拡大，補助金申請，人材育成，工場建設・増強，環境評価
橋本 克矢（はしもと かつや）	品質，コスト，安全
竹田 清則（たけだ きよのり）	事業企画，海外進出支援
佐藤 敏亨（さとうとしゆき）	組織づくり，人材育成
大西 修（おおにし おさむ）	環境対策技術，安全衛生，ISO14001
松谷 英雄（まつや ひでお）	採用と組織の活性化，後継者育成，企業広報
児玉 千恵子（こだま ちえこ）	商品企画，販売促進，販路開拓，VMDの改善と実践手法
上野 リサ（うえの りさ）	グラフィックデザイン，WEBデザイン，WEBマーケティング，EC運営，新規事業立上
森島 重樹（もりしま しげき）	経営改善，事業継承，マーケティング，ブランディング
栗濱 宏行（くりはま ひろゆき）	経営理念・事業戦略立案，ICT・IoTによる生産性向上，従業員の意識改革
菅田 浩（すがた ひろし）	生産技術，生産工程管理及び改善，品質管理，職員の技能教育

※コーディネーターの経歴等，詳細はHP（びんご産業支援コーディネーターで検索）をご覧ください。

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課（産業振興担当）TEL：084-928-1039

市内の産業団地（企業用地をお探しの方）

（単位：ha）

団地名	所在地	区分	造成主体	完成年月	総面積	内用地面積
箕島地区工業団地	箕沖町	臨海	広島県	1980. 3	381.1	301.4
鞆鉄鋼団地	鞆町	臨海	福山市	1963. 3	20.2	14.3
福山鉄工センター	千田町	内陸	（協）福山鉄工センター	1972. 6	7.3	5.9
東大門工業団地	大門町	内陸	東大門土地区画整理事業共同施工者	1985. 6	21.0	21.0
機織工業団地	南松永町	臨海	広島県	1988. 4	36.6	20.9
松永木工団地	柳津町	臨海	松永木工団地（協）	—	5.5	5.5
南丘工業団地	箕島町	内陸	民間企業	1988. 7	13.4	8.5
福山テクノ工業団地	箕島町	内陸	福山テクノ（協）	1993. 3	35.1	18.0
神辺工業団地	神辺町	内陸	広島県	1991. 6	37.4	26.1
新市工業団地	新市町	内陸	広島県	1996. 12	26.9	12.1
福山北産業団地（第1期事業）	駅家町 加茂町	内陸	福山市土地開発公社	2000. 3	50.0	32.3
箕沖産業団地	箕沖町	臨海	広島県	2005. 3	8.8	8.8
びんごエコ団地	箕沖町	臨海	広島県	2008. 7	6.6	5.8

造成事業実施中の工業団地

※2021年4月時点の情報であり、今後変更となる可能性があります。

詳細については、ホームページに随時掲載していきます。

URL：<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kighyo/137946.html>

団地名	交通	造成主体	完成時期【予定】	分譲面積（ha）【予定】
福山北産業団地（第2期事業）	山陽自動車道（福山東IC） 11km 山陽新幹線（福山駅） 12km 広島空港 59km 福山港 22km	福山市	2023年9月	約24.0

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部企業誘致推進課 TEL：084-928-1124

事業所を新設・増設する場合の優遇制度

市内への企業立地を促進するため、2017年度（平成29年度）から助成制度を一新しました。制度を利用するには、事業着手の1ヵ月前までに申請手続きが必要です。

■事業所設置奨励金

企業が市内に事業所を新設・増設する場合、一定の要件のもとで事業所設置奨励金を交付します。

▽対象事業

自己が使用する目的で設置する工場、流通施設、試験研究施設、特定業務施設（本社機能）、情報サービス事業所、コールセンター

▽奨励内容

助成区分	事業内容		奨励金の内容	限度額	
設備(注1)	工場	新設	設備投資額×5%	5,000万円	
インフラ(注2)	流通施設		建物撤去費用等インフラ整備費×10%	2,000万円	
税	工場 流通施設	新設 ・ 増設	固定資産税相当額×最大100%×3年	各年度1億円	
			資産割事業所税相当額×最大100%×3年	各年度600万円	
	大規模工場		固定資産税相当額×100%×最大5年	なし	
試験研究施設	投下固定資産総額×20%		1億円		
特定業務施設	情報サービス事業所 コールセンター		市外からの異動従業員数×最大50万円	合計	
			投下固定資産総額×最大50%	最大5,000万円	
			◆県外事業所の移設の場合、広島県の助成適用もあります		
				投下固定資産総額×50%	100万円
				事業所賃借料×50%×最大3年 ◆広島県の助成と合わせて100%助成	600万円/年 ◆1,200万円/年
				通信回線使用料×50%×最大3年 ◆広島県の助成と合わせて100%助成	1,000万円/年 ◆2,000万円/年

注1…びんごエコ団地に立地したものに限る。

注2…民有地に立地したものに限る。

■設備投資奨励金

市内の事業所において設備投資を行う場合、一定の要件のもとで設備投資奨励金を交付します。

▽対象事業

自己が使用する市内の事業所にて行う、新たな設備の導入または既存設備の更新

▽奨励内容

事業内容	奨励金の内容	限度額
工場・流通施設・試験研究施設	固定資産税相当額（償却資産）× 初年度100% 2年度75% 3年度50%	各年度1億円
大規模工場	固定資産税相当額（償却資産）×100%×最大5年	なし

■雇用奨励金

事業所設置用奨励金及び設備投資奨励金の対象者で、一定条件を満たす場合に交付します。

▽奨励内容

事業内容	奨励金の内容	限度額
工場・流通施設	新規雇用従業員数×30万円 ※福山市在住者に限る	6,000万円
試験研究施設・特定業務施設・情報サービス事業所		3,000万円
コールセンター		

詳しい内容や申請方法については、下記までお問い合わせください。

また、福山市ホームページにも内容を掲載しています。

福山市企業立地

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部企業誘致推進課 TEL：084-928-1124

高度化事業促進助成金

事業協同組合や協同組合連合会が、工場・事業場・店舗その他の施設の「集団化事業」を行うため、(独行)中小企業基盤整備機構資金(高度化資金)の貸付を活用しようとする場合に実施される診断に必要な経費を助成します。

補助対象者・・・「事業協同組合等」

- (1) 事業協同組合
- (2) 協同組合連合会(事業協同組合、事業協同小組合のみを会員とするもの)

補助対象事業

次の条件をいずれも満たすもの

- (1) (独行)中小企業基盤整備機構資金(高度化資金)を活用する事業
- (2) 集団化事業
 - (一つの団地に集団して工場・事業場・店舗その他の施設を設置する事業)
 - (一つの建物内部に集団して、組合員・所属員の事業の用に供するために建物その他の施設を設置する事業)

補助対象事業費

集団化事業についての「計画診断」又は「建設診断」に必要な経費

補助金額

必要な経費の1/2の額(各年度 300万円を限度)

補助対象期間

「計画診断」又は「建設診断」を受けている期間中2年間を限度

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課(商業振興担当) TEL: 084-928-1038

中小企業共同施設助成金

事業協同組合等が、工場・事業場・店舗その他の施設の高度化事業を実施した場合には「共同施設」の取得費用の一部について助成します。

補助対象者

事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会・企業組合・協業組合
商工組合・商工組合連合会

高度化事業

(独行) 中小企業基盤整備機構資金(高度化資金)の貸付対象事業

補助対象事業

高度化事業により設置する共同施設で商店街利便施設以外のもの

補助対象事業費

- (1) 建物、構築物及びこれらに直接必要な敷地の取得に要した費用
- (2) 設備(機械及び装置)の取得に要した費用

補助金額

対象事業費の5/100以内の額 限度額なし

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課(商業振興担当) TEL: 084-928-1038

ふくやまワーク・ライフ・バランス認定制度

男女が働きながら「仕事と家庭の両立」を実現するための支援に積極的に取り組んでいる企業を認定します。その中で、特に優れた取り組みを行っている企業を表彰し、取り組み内容を広く紹介することにより、企業において男女共同参画社会の実現を推進します。

認定企業の特典

- ・認定証を交付します。
- ・認定マークが使用できます。(名刺や印刷物などに活用)
- ・認定企業名を市HPや広報紙で公表します。
- ・女性の働く環境改善補助や、奨学金返済支援制度導入促進事業補助、男性育児休業取得促進事業補助の対象になります。
(対象は市内の中小企業。※審査があります。)
- ・総合評価方式の入札における加点
- ・合同企業説明会等の優先的な案内 など
- ・参画金融機関による融資制度(2021.4.1 現在)

金融機関名	優遇制度の内容	対象
中国銀行	ちゅうぎん子育て支援ローン	事業者
	住宅ローン、目的ローン	従業員
中国労働金庫	教育ローン	従業員
広島銀行	ひろぎん育児・介護支援融資制度「家庭円満」	事業者
	住宅ローン	従業員
もみじ銀行	認定事業者向け融資制度	事業者
	無担保住宅ローン、学資ローン、マイカーローン	従業員
山口銀行	認定事業者向け融資制度	事業者
	無担保住宅ローン、学資ローン、マイカーローン	従業員
日本政策金融公庫	働き方改革推進支援資金(地公体施策関連)	事業者

・ハローワーク福山に求人票を掲出する際、認定期間内は「ふくやまワーク・ライフ・バランス認定事業者」と記載ができます。

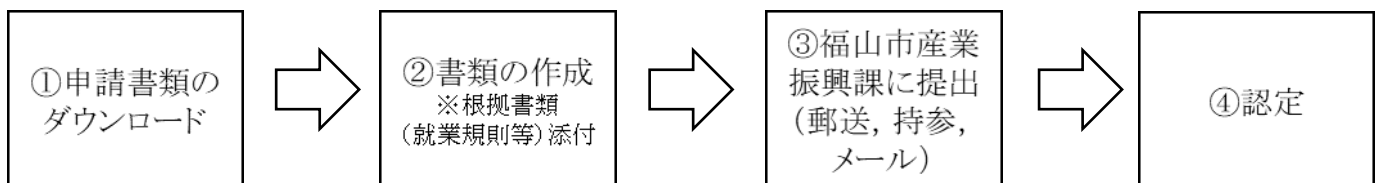
認定基準

- 《子育て支援に積極的に取り組んでいる企業》
- 《女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる企業》
- 《働き方改革に積極的に取り組んでいる企業》

認定期間は最長3年間です。3年ごとに更新が必要です。

申請方法

福山市産業振興課のHPから申請書をダウンロードし、就業規則等の認定基準表の根拠となる資料を添付して、福山市産業振興課(市役所本庁舎7階)へ郵送、持参又はメールにて提出してください。



問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課(雇用労働担当) TEL: 084-928-1040

福山市障がい者雇用奨励金

交付要件

- ・市内において、市内に居住する障がい者（身体・知的・精神・発達障がい）を就業させている事業主。
- ・国助成金（「特定求職者雇用開発助成金」）の対象となった障がい者を雇用し、国助成金を受給した事業主。
- ・国助成金の助成対象期間満了後も引き続き対象障がい者を雇用し、雇用奨励期間の満了後も引き続き対象障がい者を常用労働者として雇用することが確実である事業主。
- ・国助成金の助成対象期間の満了後、雇用奨励金の雇用奨励期間に事業所の労働者を解雇した事業主以外の事業主。（※就労継続支援A型事業所は除く。）

雇用奨励期間

起算日（国助成金の支給対象期間満了の翌月1日）から 18ヵ月までの期間

- ・第1期：雇用奨励期間のうち最初の 6ヵ月
- ・第2期：第1期が終了した後の 12ヵ月

補助対象期間 第1期：6ヵ月、第2期：最初の6ヵ月

対象障がい者が補助対象期間の途中で事業主都合によらない離職をした場合は、雇用していた期間を補助対象期間（最大6ヵ月）とする。

※雇用奨励期間の起算日から1ヵ月以内に離職した場合には、雇用奨励金は支給しない。

雇用奨励金額 月額 30,000円

支払う賃金の月額（月額で支払われる場合は、当該支払いの月に支払われる賃金の額とする）が30,000円に満たない場合は、当該対象障がい者に支払う賃金の月額に相当する額とする。

申請時期 第1期、第2期終了後それぞれ1ヵ月以内

- ・第2期は、第1期と雇用奨励期間が異なります
- ・賃金支払い時期により資料提出が1ヵ月を超える場合は、ご連絡ください

申請書類 ※申請用紙はホームページに掲載しています。

- ・福山市障がい者雇用奨励金交付申請書
- ・国助成金の支給決定通知書（全期）の写し
- ・支給対象者の月別内訳票
- ・出勤状況及び賃金支給状況の確認できる書類の写し

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課（雇用労働担当） TEL:084-928-1040

市内企業向け出前講座

福山市内の事業者が社内で従業員のスキルアップを目的とした研修を行う際、研修会場に専門の講師を派遣する制度です。

利用条件等

- ・福山市内に事業所を持つ企業であること
- ・実施会場が福山市内であること（会場は申込団体でご準備ください）
- ・10人以上参加の研修であること
- ・講座実施時間は午前9時から午後8時の間で設定すること
- ・同一事業者の申込は年間に3回・テーマまでとする

申込方法

希望の研修テーマがある場合、下記問い合わせ先までご連絡ください。希望日等をお伺いし、講師と日程調整を行います。その後、申込書類等を提出いただきます。講座の実施に関するお問い合わせは、希望日の概ね1ヵ月前までにお願ひします。

講座テーマ一覧

No.	メニュー	内 容
1	ビジネスマナー研修 ～正しい言葉づかい～	ポジティブな言葉づかいや、使ってはいけない言葉などを中心に、好感を持たれる話し方について学んでいただきます。
2	ビジネスマナー研修 ～感じの良い電話対応～	電話の基本的な受け方やかけ方を押さえ、個性と個声を活かす電話対応について学んでいただきます。
3	ビジネスマナー研修 ～接客対応～	受付→茶菓の接待→お見送りの中で、おもてなしの基本を学び、より良い接客について考えていただきます。
4	ビジネスマナー研修 ～話し方・聴き方～	営業やプレゼンテーションなどの場で役立つ話し方や聴き方を押さえ、実践に結び付けていただきます。
5	報・連・相がつくる企業意識	組織人としての意識を再確認し、報告・連絡・相談の大切さを学んでいただきます。
6	ホスピタリティ研修	医療福祉施設やサービス業に求められるホスピタリティマインド。おもてなしの心を表す振る舞いや、言葉づかいとはどういうものか。時代が求めるサービスのあり方を考えていただきます。
7	クレーム対処法	トラブル時、クレーム時にもピンチをチャンスに変える意識を持ち、お客様との信頼関係が構築できるよう、クレーム対処法を学んでいただきます。
8	ビジネス心理学	相手に与える印象など、ビジネスシーンにおける心理学の要素を織り交ぜてお伝えし、何事にも前向きに取り組む姿勢を学んでいただきます。
9	コーチング入門	部下や職場の人間関係管理に役立つと言われるコーチング。その基本スキルを紹介する入門編です。
10	職場のコミュニケーション	人間関係が希薄になっている今を見つめます。より良い関係を築くにはどうしたらよいかをお伝えいたします。
11	職場の人間関係とセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントのない職場づくりのための意識改革を学んでいただきます。
12	職場における健康保持・増進 ～メンタルヘルス研修～	より望ましい職場作りの為に、メンタル不全に対する誤解や偏見を見直し、心身の健康保持と増進を図るメンタルヘルスの基礎を学んでいただきます。
13	女性リーダー育成研修 ～潜在能力の活用とスキル～	女性ならではの心遣いと気配りが仕事の相乗効果を生みます。仕事に取り組む意識と自己成長を考え、輝く未来をイメージしてコーチング力を学びます。
14	異文化理解	お互いの文化を互いに理解し、職場の仲間として良好な関係を築くためのポイントを学びます。
15	社員と外国人従業員とのコミュニケーション	言語・文化等が違うという前提のもと、円滑なコミュニケーションを取るためにはどうすれば良いか学びます。
16	外国人従業員への仕事の指導方法	実際に業務を行ううえでの報・連・相、受け入れてもらいやすい指示の出し方について学びます。

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課（雇用労働担当） TEL：084-928-1040

ふくやまU・1ターン就職活動支援補助金

福山市内の中小企業が、正社員採用試験時に備後圏域外に居住する方に、福山市内の試験会場までの交通費を支給する場合、その一部を助成する制度です。

※備後圏域…福山市・尾道市・三原市・府中市・世羅町・神石高原町・笠岡市・井原市

補助対象者

福山市内に事業所を持つ企業が、備後圏域外に居住の方に対して福山市内で正社員採用試験を行うとき、受験者が試験会場に訪れるために要した交通費を支給する企業

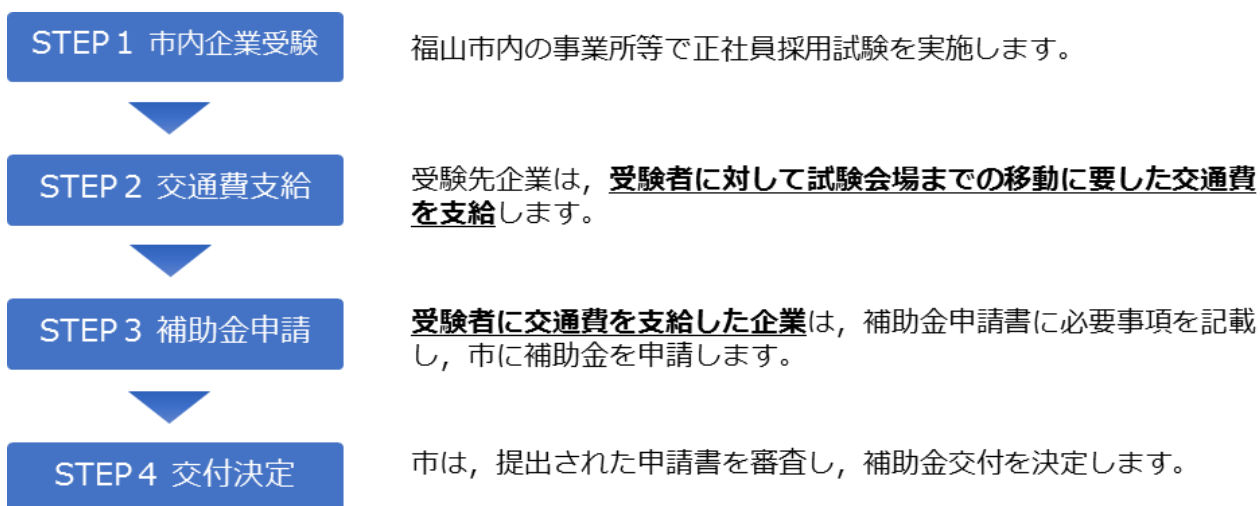
対象経費・補助額

受験者に支給した福山市内試験会場までの往復旅費の2分の1（1件あたり上限2万円）

※同一企業に対する補助金は1年度あたり10件を上限とする

※同一の助成対象者には1人につき2回を上限とする。

申請までの流れ

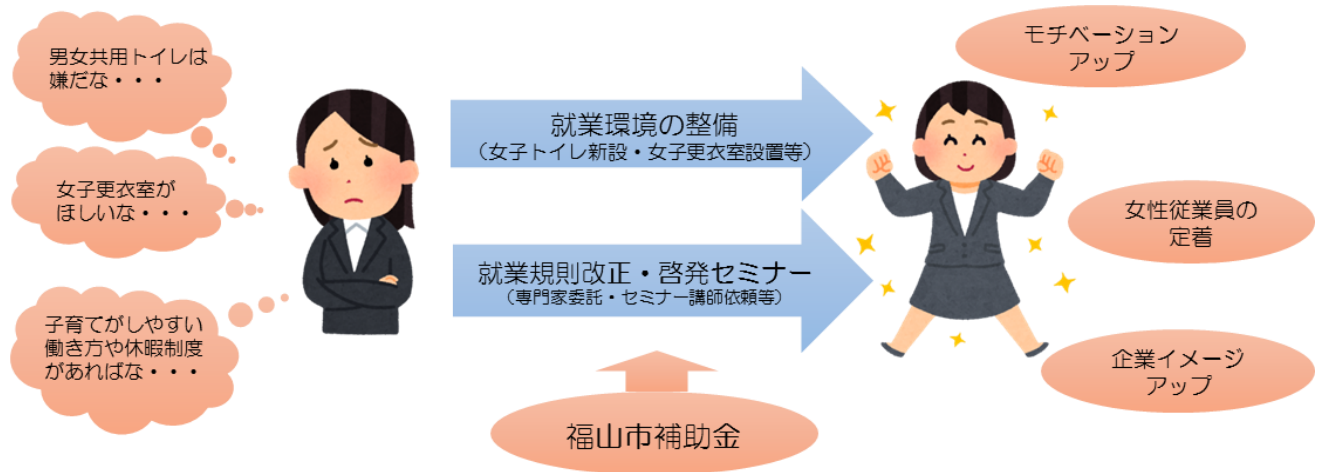


問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課（雇用労働担当） TEL：084-928-1040

女性の働く環境改善補助

福山市内中小企業が社内で女性が働きやすい環境を整備するために要する費用に対して補助金を交付します。



補助対象者

- ・福山市内に本社または事業所を置き、常時雇用する従業員が2人以上の中小企業
- ・ふくやまワーク・ライフ・バランス認定制度の認定を受けている企業、または本補助金の申請にあわせて同時にふくやまワーク・ライフ・バランス認定申請をする企業

※「ふくやまワーク・ライフ・バランス認定制度」とは
仕事と家庭や子育て・地域活動等との両立支援、女性の採用や能力発揮・職場拡大などに積極的に取り組む事業者を認定するものです。

対象事業・補助額

①社内の女性就業環境の改善

(対象経費の1/2 上限35万円)

- ・女性専用トイレや更衣室等の女性専用スペースを新たに整備するために要する費用
- ・新たに整備する女性専用スペースに付属する備品

②就業規則改正・女性の働き方啓発セミナー等

(対象経費の1/2 上限10万円)

- ・社内で行う女性の働き方に関する研修に要する講師費用・会場費用
- ・就業規則改正のために要する専門家委託費用

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課（雇用労働担当） TEL：084-928-1040

奨学金返済支援制度導入促進事業補助

将来的な地域産業の発展を担う人材の確保及び定着を促進するため、従業員の奨学金返済を支援する制度を新たに導入する市内の中小企業者等に対して、当該制度に基づき支給する手当等に要する経費の一部を補助します。

補助対象者 次の全てに該当する者

- (1) 中小企業者、中小企業者等と同程度の各種法人等
- (2) ふくやまワーク・ライフ・バランス認定事業者
- (3) 新たに奨学金返済支援制度を導入する企業

補助対象経費

導入した奨学金返済支援制度に基づいて従業員本人（入社3年目以内）に直接支払った手当等や代理返済を行った額

補助金額

補助対象経費×1／3以内

上限：36万円／社

※従業員1名あたり6万円限度

※補助の決定

公募期間内において随時受付、補助金交付は審査を経て決定します。

公募期間は福山市HPを確認ください。

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課（雇用労働担当） TEL：084-928-1040

男性育児休業取得促進事業補助

福山市内の中小企業における男性の育児参加を促進して、仕事と家庭の両立支援につなげるため、男性育児休業取得者の代替人材を派遣会社からの派遣等により対応した企業に対して、その人件費等の一部を補助します。

補助対象者 次の全てに該当する者

- (1) 福山市内に本社または事業所を持つ中小企業
- (2) ふくやまワーク・ライフ・バランス認定制度の認定を受けている事業者
- (3) 男性育児休業の代替人材として、人材派遣会社からの派遣等により人材を配置した事業者

補助対象経費

- ・男性の育児休業にかかる代替人材の賃金
- ・人材派遣会社に支払う賃金に相当する手数料等
- ・最長で1ヵ月分

補助金額

補助対象経費×1/2以内
上限：10万円/社
※年度につき1人・回/社

申請期限

対象となる男性従業員が育児休業後、その代替要員を雇い入れてから2ヵ月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日

※補助の決定

公募期間内において随時受付、補助金交付は審査を経て決定します。
公募期間は福山市HPを確認ください。

問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課（雇用労働担当） TEL：084-928-1040

雇用労働相談窓口一覧

1 職業紹介

(祝祭日を除く)

	名 称	所在地・電話番号	業務内容	利用時間
①	福山公共職業安定所	福山市東桜町 3-12 Tel 084-923-8609	求職者に対する求人情報の提供, 職業相談, 職業紹介	月・水・金 8:30~17:15 火・木 8:30~18:00 第2・4土 10:00~17:00
②	ハローワーク福山 マザーズコーナー	福山市東桜町 1-21 エストパーク1階 Tel 084-921-8189	・正社員・パート求人等の情報提供, 職業相談, 職業紹介 ・子育てをしながら就職を希望している人への就職支援	月~金曜日 8:30~17:00

2 求職・雇用の相談

	名 称	所在地・電話番号	業務内容	利用時間
①	ひろしましごと館福山サテライト(シニア・ミドル相談コーナー)	まなびの館ローズコム3階(福山市霞町一丁目10番1号) Tel 084-921-5799	就業や社会貢献活動等に関する情報提供・相談等	水・金 10:00~16:40
②	ふくやま地域若者サポートステーション	福山市霞町 1 丁目 8-15 霞ビル2階 Tel 084-959-2348	若年無業者に対する就業に向けた相談	月~金 9:00~17:00 土(月1回) 13:00~17:00

3 キャリアアップ・職業訓練の相談

	名 称	所在地・電話番号	業務内容	利用時間
①	福山職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ福山)	福山市北本庄 4-8-48 Tel 084-923-6391	新規高卒者・実務経験者を対象とした専門課程, 在職者向け能力開発セミナーの実施	月~金 8:45~17:00
②	広島県立福山高等技術専門校	福山市山手町 6-30-1 Tel 084-951-0260	就職や転職を希望する人が, 職業に必要な専門知識・技能を短期的に修得できる施設	月~金 8:30~17:00

4 労働相談

	名 称	所在地及び電話番号	業務内容	利用時間
①	福山総合労働相談コーナー	福山市旭町 1-7 (福山労働基準監督署内) TEL 084-916-3186	労働基準法等の法律に基づき、事業場の監督指導、労働保険の加入手続、労災保険の給付等についての助言・指導	月～金 8:30～17:00
②	広島県労働相談コーナーふくやま	福山市三吉町 1-1-1 (広島県福山庁舎第3庁舎4階) TEL 0120-570-237	<ul style="list-style-type: none"> ・一般労働相談 賃金、労働時間、解雇、退職等労働問題全般について、電話や面接での相談 ・特別労働相談(弁護士相談) 一般労働相談のうち法律問題や法的な対応が必要なものについての相談 	【一般労働相談】 月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 【特別労働相談(弁護士相談)】 偶数月第3水 13:00～15:00 ※予約制
③	福山市市民局 市民部 市民生活課	福山市東桜町 3-5 福山市役所1階 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務相談 TEL 084-928-1050 ・法律相談(本庁) TEL 084-928-1188 (消費生活センター) ・働き方改革相談 TEL 084-928-1040 (産業振興課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務相談 社会保険、年金、労務管理、勤務中の事故等に関する相談 ・法律相談 法律問題全般についての相談(ただし、裁判や調停中のものは除く) ・働き方改革相談 働き方改革関連法等に関する相談 	※開催日時は随時 福山市ホームページに掲載

5 その他

	名 称	所在地及び電話番号	業務内容	利用時間
①	福山市経済環境局経済部 産業振興課 雇用労働担当	福山市東桜町 3-5 福山市役所7階 TEL 084-928-1040	雇用に関する各種相談(支援制度や支援機関の案内、就職イベント関係)	月～金 8:30～17:15
②	福山市保健福祉局保健部 健康推進課	福山市三吉町南 2-11-22 (すこやかセンター内) TEL 084-928-3421	こころの健康づくりに関する相談(精神疾患、認知症、アルコール依存症など)	月～金 8:30～17:15
③	東部地域障害者就業・生活支援センター 福山事務所	福山市三吉町南 2-11-22 (すこやかセンター内) TEL 084-926-3805	障がい者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就労と生活についての支援を一体的に行う	火～金 10:00～17:00 土 10:00～15:00

その他関連機関

福山地方雇用対策協議会

目的 福山地方（福山市，府中市）の産業界が必要とする労働力の確保とその安定を図り，地域経済の発展に寄与する。

事業 (1) 福山エリア企業ガイドの発行
（企業の事業内容,募集職種,勤務条件等を掲載）
ホームページによる情報発信
（<http://www.fukuyama.or.jp/kyujin/>）
(2) 就職ガイダンス（年2回），事業所見学，職場体験学習，
企業と学校の交流会等の開催
(3) 関係機関が行う諸指導に対する協力と連絡調整
(4) その他講演会，セミナーの開催

問い合わせ先 TEL/FAX 084-921-8572
（福山市産業振興課内）

福山地方Uターン就職協議会

目的 即戦力となる人材を確保するため，地元の企業へU・Iターン就職を希望される方々に企業の求人情報を提供し，同時にU・Iターン人材を採用したい企業にU・Iターン希望者の情報を提供することにより，再就職の実現・地元企業の労働力の充実・地域の発展に努める。

登録 登録カード（ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入の上，事務局に提出してください。インターネットからも登録ができます。
（福山市ホームページ <http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>「電子申請」より）

問い合わせ先 TEL 084-928-1040 （福山市産業振興課内）

福山人権啓発企業連絡会

目的 人権にかかるあらゆる問題解決に向け，研修等を通じて事業主および従業員の
人権意識の高揚を図り，差別のない風通しのよい明るい職場づくりに資する。

事業 人権文化の創造，研修事業，調査・研究など

問い合わせ先 TEL 084-928-1040 （福山市産業振興課内）